

～ 公認審判員資格の再取得について ～

公認審判員資格を失効された方で再取得を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

公認審判員資格について、以下の場合に公認審判員資格を失効します。

公認審判員資格登録規定

第7条 審判員は次に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 審判員資格登録を更新しないとき
- (2) 本会で失格が適当と認められたとき
- (3) 各加盟団体より資格抹消の手続きがなされたとき
- (4) 本会の会員でなくなったとき

失効した公認審判員資格の再取得について、令和2年8月2日に開催された公益財団法人日本バドミントン協会理事会において協議がなされ、下記のように承認されましたのでご報告いたします。

上記の(1)(4)に関して失効した公認審判員資格について、下記のとおり再取得ができる。

1. 審判員資格登録を更新しないときの場合

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費（各級の取得時の資格認定申請料（3級2,000円・2級3,000円・1級4,000円））を支払うことで再取得を認める。

4. 本会の会員でなくなったときの場合

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

(公益日本バドミントン協会からの通知)

1. についての手続き

①公益財団法人日本バドミントン協会 HP (<http://www.badminton.or.jp/concerned/#member>)

公認審判員資格更新用紙を使用して、失効期間と再取得を欄外に明記して、埼玉県バドミントン協会事務局へ送付してください。

②失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費（各級の取得時の資格認定申請料）を埼玉県バドミントン協会の口座に振り込んでください。

資格登録料 1級は、5年間で17,000円（税込み・県内手数料含む）

2級は、3年間で 8,750円（税込み・県内手数料含む）

3級は、3年間で 6,000円（税込み・県内手数料含む）

資格認定更新料 1級は、4,900円（税込み）

2級は、3,800円（税込み）

3級は、2,700円（税込み）

日本バドミントン協会会員費

1年間につき、1,800円（税込み）

※会員費を毎年納入している場合は、必要ありません。

4. についての手続き

会員登録システムを利用することなく、未払い期間の会員費（1年につき1,800円）を埼玉県バドミントン協会の口座に振り込んでください。

埼玉県バドミントン協会の口座

ゆうちょ銀行

口座番号 00150-4-554565

加入者名 埼玉県バドミントン協会

※通信欄には、振り込みの内訳が分かるようにご記入ください。

会員番号 氏名 連絡先は必ずご記入ください。

不明な点は、埼玉県バドミントン協会事務局長（藤松）まで、メールでご相談ください。

t.fujimatsu@saiabad.jp 半角で入力してください。

(ていー どっと えふゆーじえいあいえむえーていえすゆー あっと えすえーあいびーえーでいー どっと じえいびー)

郵送先

〒330-0843

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町2丁目74番地1-307

埼玉県バドミントン協会事務局 藤松 津吉